

第42回新生ふくしま復興推進本部会議

○日 時：平成27年6月15日（月）13：00～13：15

○場 所：特別室（本庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議を開催します。

早速ですが、議題1「仮設・借上げ住宅の供与期間の延長及び支援策の方向について」、避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

震災から丸4年が経過しましたが、今も11万2千人の方が避難生活を余儀なくされております。県といたしましては、自宅を離れ、応急仮設住宅や借上げ住宅等での不自由な暮らしを続けておられる避難者の皆さんの生活の安定や不安の解消を図るとともに、故郷に帰ることができる環境をいち早く取り戻すための取組を全庁挙げて推進してきております。

現在、県内で生産されている農産物を始め、厳しい検査によって食品の安全性は確保されており、県内の除染も帰還困難区域を除き、平成28年度末までを目標に進められています。さらに、公共インフラの復旧、災害公営住宅や復興公営住宅の整備等も進み、県民の生活環境が整いつつあります。

このような中、平成28年3月までとなっている仮設・借上げ住宅の供与期間が残り10ヶ月を切っており、避難者の皆さまから「将来の見通しが立たない」、「先行きが不安である」等の声が寄せられております。県といたしましては、こうした避難者の実情を踏まえ、仮設・借上げ住宅の供与期間を延長するため、国との協議を重ねてきたところであります。

本日、国から正式な通知があり、災害救助法に基づく仮設・借上げ住宅の供与期間の平成29年3月までの延長が資料1のとおり、認められたところでございます。応急救助という災害救助の基本的な考え方や、阪神・淡路大震災の例、また、先日、方針が決定・発表されました宮城県、岩手県のケース等から供与の対象となっている54市町村すべて一律に延長することについては、昨年来から、国から厳しい見方が示されておりましたが、本県の複雑かつ特殊な事情を斟酌いただいた結果だと考えております。

ただし、これまでの協議や災害公営住宅の整備、除染作業が進む中で、平成29年4月以降の延長については、非常に厳しい状況であることが分かりました。

資料1の2「平成29年4月以降の考え方」にございますが、原子力災害による避難指示区域については、避難指示の継続・解除や復興公営住宅等の恒久的な住宅の確保の状況等を総合的に考慮して、今後判断することいたします。地震・津波の被災者等については、住宅確保の状況等に応じ、特定延長という形で個別に対応する以外は、今回の延長をもって災害救助法の適用を終了せざるを得ないという判断をいたしました。

しかしながら、避難者の方々のそれぞれの御事情に対応し、生活の再建・安定に繋げていくことは本県の最重要課題であり、県としても、しっかりと支援を継続していくことが必要との判断から、平成29年4月以降については、災害救助法による住宅の供与から、県による新たな支援策へ移行することといたしました。

資料2をお願いいたします。「災害救助法に対応から新たな支援策への移行」でございます。

特に、県内の恒久住宅への転居に要する費用の支援、平成29年度以降につきましては、低所得世帯等に対する民間賃貸住宅家賃への支援、相談体制の強化等を主な柱として、新規・重点施策を展開していくこととしております。詳細につきましては、避難者意向調査の結果や市町村・受入れ都道府県の意見等を踏まえ、今後更に検討を進めていくこととしております。

資料2下段でございますが、これまで実施してきております各種生活再建支援策についても、国の支援を求めながら、引き続きしっかりと実施していく考えでございます。

今回の方針については、ホームページや各種広報誌はもとより、市町村や受入れ都道府県の協力を得ながら、それぞれの世帯にお知らせするとともに、避難者向けの交流会や来月から実施を予定している帰還生活支援相談会の中でも、きめ細かく対応していく考えであります。今後とも、安全で安心な生活環境づくり、子育てや就労などの生活拠点としての魅力づくり等、一人でも多くの避難者の方々が「ふるさとに戻りたい」と思えるような本県の復興・再生に全力で取り組むとともに、避難者の判断も尊重した支援も継続してまいりたいと考えております。説明は以上です。

【鈴木副知事】

この件について、何かご意見ございますか。では、土木部長。

【土木部長】

応急仮設住宅につきましては、建設から5年を迎えました。供与期間の延長に伴う経年劣化への迅速な対応が必要と考えております。そのため、土木部で

は、安全で安心できる居住環境の維持を最重点課題とし、まずは、平成25年度から実施している点検の強化を今年度も速やかに実施いたします。特に今年は、床下の木製の杭の基礎や木製の部材等について、重点的に点検を行いたいと考えております。不具合があれば、迅速に修繕を行っていくという体制をとりたいと思います。以上でございます。

【鈴木副知事】

続いて、除染関係で何かあれば、生活環境部長。

【生活環境部長】

平成28年度末までを目標に除染を進めているところでございますが、国の直轄除染においては、田村市、檜葉町、川内村、大熊町で計画に基づく除染が一巡し、現在7市町村で国による除染が実施されております。

市町村除染については、お手元にある参考資料1をご覧ください。平成27年4月末時点の進捗状況でございます。住宅除染が、全体計画に対して発注率が8割以上、学校その他の公共施設が、全体計画の9割以上の発注率となっており、着実に実施が進められております。また、現在、市町村ごとに除染の実施状況をホームページで掲載するなど、情報発信の強化にも当たっております。引き続き、市町村除染、直轄除染が計画通り、迅速かつ着実に進むよう、しっかり取り組んでまいります。

【鈴木副知事】

他にありませんか。では、私から2点ほど申し上げます。

これまで、県駐在職員や復興支援員、生活相談員が中心になって、避難者の皆さん、または市町村の考え方を聞いて進めてきましたが、今後とも、課題は個別にあるのではなく、トータルでつながっておりますので、より一層、各部局連携をして、総合的な支援策に向けて御協力をよろしくお願いいたします。

それから、もう1点。応急仮設住宅について、先ほど土木部長から修繕の話がありましたが、空室の増加等による応急仮設住宅維持の課題に加え、受入れ自治体の土地利用に影響を与えている点から、応急仮設住宅の集約化についても、そのあり方を含め、各部局と連携して、今後検討を進めていかななくてはならないと思っております。

それでは、知事からお願いいたします。

【知事】

震災・原発事故から4年が経過いたしました。復興に向けて、前に進んでい

る部分がある一方で、11万2千人もの方々が避難生活を続けていることは、福島県にとって、極めて大きく、そして重い課題であります。

避難者を取り巻く状況も刻々と変化し、課題も複雑化してきており、避難者の方々の生活の再建・安定や不安の解消のため、今年度から生活支援相談員や復興支援員を増員し、体制を強化しました。

そうした中で、避難地域復興局長から報告があったように、公共インフラの復旧、除染や復興公営住宅等の整備も進み、生活環境が整ってきた中、災害救助法に基づく応急救助の継続が難しくなってきたこと、福島県として、供与期間を1年延長した上で、その後は特定延長による対応や新たな支援策への移行に踏み切るという判断にいたりしました。

これから2年弱、現行制度が継続をした上で、次の段階に入っていくという考えであり、引き続き避難者の思いを尊重しながら、きめ細かな支援が可能となるよう、全庁一丸となって取り組んでまいりましょう。

【鈴木副知事】

それでは、報告事項に入ります。財務事務の適正化について、総務部長。

【総務部長】

「財務事務の適正化について」でございますが、重点事業及び重点事業以外の主要事業について、平成26年度第4四半期までの執行状況の確認をいたしました。資料3をご覧ください。

重点プロジェクト等の進捗状況につきましては、平均で95%に達しており、概ね適切に事務を執行できたものと考えております。なお、前年度から繰り越した予算等について不用残が発生したほか、一部の事業について当初の見込みよりも需要がなかったことから不用残が発生しているため執行率が100%にならないものです。

その他のプロジェクトにつきましても、平均して99%の進捗率となっており、各部局において、予定通り事業が進んだものであります。平成27年度についても、引き続き各部局における自己点検の徹底及び出納局との一層の連携を図りながら、財務事務の適正化に努めてまいりたいと考えております。

【鈴木副知事】

以上で、復興推進本部会議を閉じます。